

提供日 2021/12/20
タイトル 静岡県消費生活条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」の改正に向けた意見募集
担当 暮らし・環境部 県民生活局県民生活課
連絡先 事業者指導班
TEL 054-221-2189



静岡県消費生活条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」の改正(案)について意見を募集します

(要旨)

静岡県では、静岡県消費生活条例に基づき、不当な取引行為を行う事業者に対し指導・勧告等を実施しており、この不当な取引行為は告示で指定しています。

このたび、社会情勢の変化に対応するため、告示「不当な取引行為の指定」を改正することとしましたので、改正(案)に対する県民の皆様からのご意見を広く募集します。

(概要)

1 意見募集期間

令和3年12月21日(火)～令和4年1月16日(日)

(※当日消印有効。FAX、電子メールの場合は23:59までに受信したものとします。)

2 意見提出方法

(1) 郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法で意見を受け付けます。

(電話での受付はしません。)

(2) 意見書には氏名、住所及び連絡先(電話番号等)を明記してください。

3 資料の閲覧方法

インターネットで閲覧 静岡県ホームページ

http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/pc_bosvuu

4 意見の提出方法と提出先

(1) 持参・郵送の場合

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 (県庁西館6階)

静岡県暮らし・環境部県民生活局県民生活課

(2) FAX 054-221-2642 電子メール shohi@pref.shizuoka.lg.jp

5 注意事項

(1) 提出された意見に対して、個別の回答は致しませんので御了承ください。

(2) 提出された意見に対する県の考え方は、県ホームページにおいて

(類似する意見をまとめた上で)お示しします。

6 問い合わせ先

静岡県暮らし・環境部 県民生活局 県民生活課 事業者指導班

電話 054-221-2189 FAX 054-221-2642